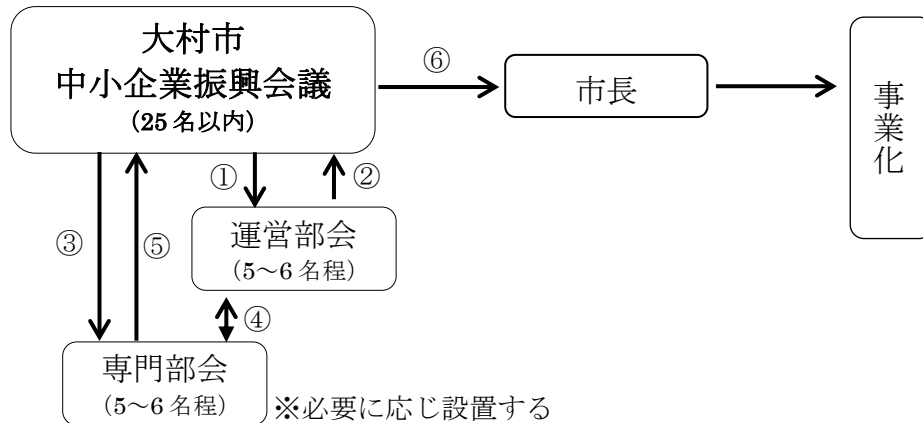


大村市中小企業振興会議の組織及び役割について

相関図



- ① 運営に関する指示
- ② 検討テーマ・会議方針等の提案
- ③ 調査審議事項の指示
- ④ 調査審議事項の課題研究及び対応策（中小企業振興施策）の調整・協議
- ⑤ 調査審議事項の報告及び対応策（中小企業振興施策）の提案
- ⑥ 中小企業振興施策の提案

（１）中小企業振興会議

- ア 中小企業者の抱える課題等の調査・研究及び中小企業振興施策を専門部会へ指示
- イ 専門部会から提案された中小企業振興施策の協議・決定、市への提案

（２）運営部会

- ア 専門部会の検討事項の確認
- イ 中小企業振興会議へ検討テーマの提案
- ウ 中小企業振興会議へ中小企業振興会議の運営方針の提案

（３）専門部会

- ア 中小企業振興会議から指示のあった事項（課題等）の調査・研究、中小企業振興施策の検討及び中小企業振興会議へ中小企業振興施策の報告・提案

※ 専門部会・運営部会の委員は、調査審議する内容により、会長が指名する。
 （大村市中小企業振興会議規則 第6条）